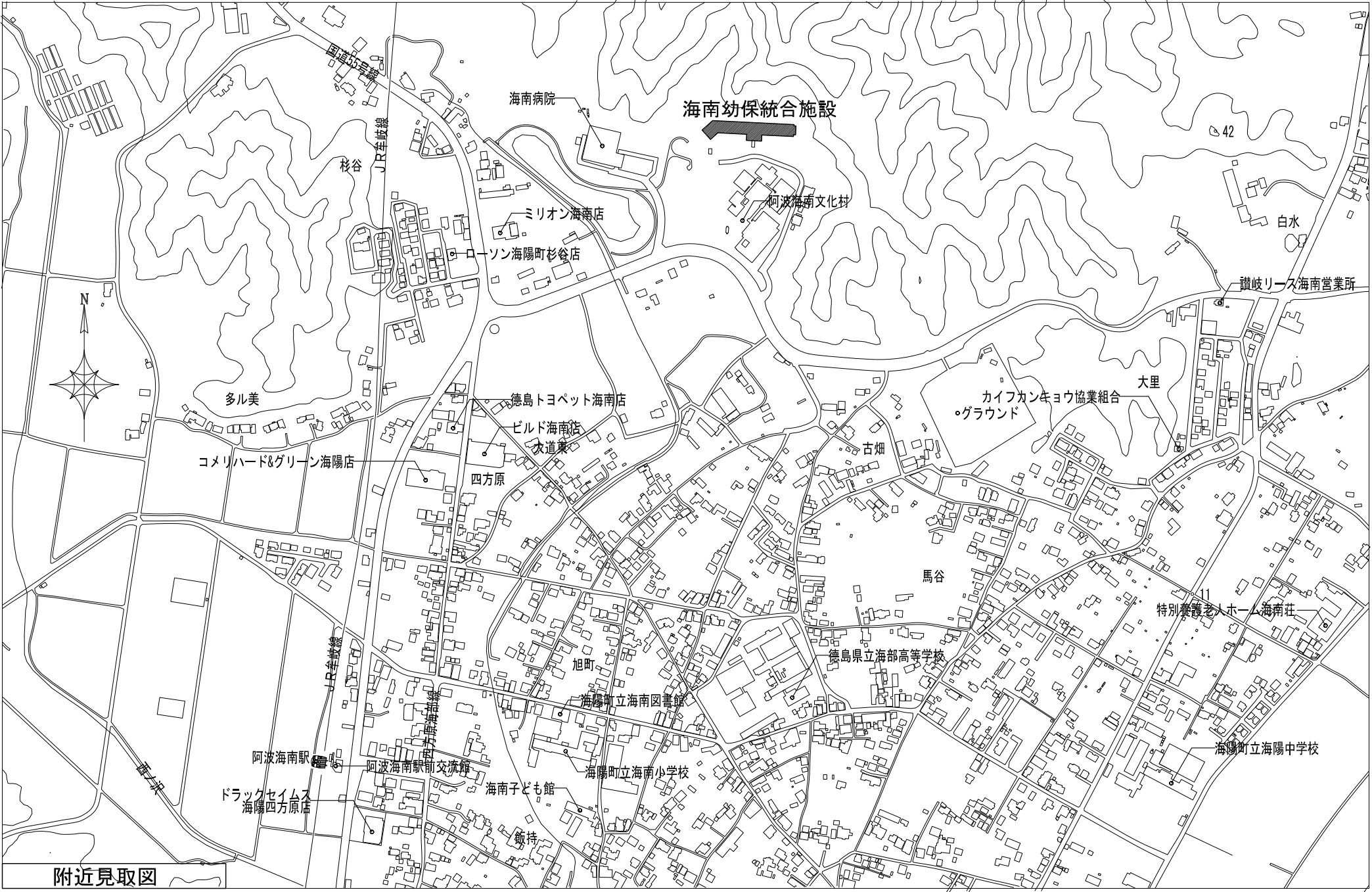


令和6年度 海陽町海南幼保統合施設修繕工事

目次

図面番号	図面名称
KKN-A-0	表紙
KKN-A-1	特記仕様書
KKN-A-2	平面図
KKN-A-3	テラス改修断面図
KKN-A-4	テラス改修デッキ下地・デッキ割付け図
KKN-A-5	テラス手摺改修図
KKN-A-6	遊戯室北面建具改修図 既設
KKN-A-7	遊戯室北面建具改修図 改修



工 事 概 要

工 事 名 称	令和6年度 海陽町海南幼保統合施設修繕工事
工 事 場 所	徳島県海部郡海陽町四方原字広谷 1 8
敷 地 面 積	2117.408㎡
建 築 面 積	2117.40㎡
延 べ 面 積	1803.36㎡（1295.90㎡）
構 造 形 式	木造大断面平屋

- 工 事 範 囲 建築工事
- テラス床改修工事（一部）
損傷部分撤去のうえ床デッキ材下地共改修
 - テラス手摺改修工事（一部）
木製損傷部分撤去のうえアルミ製手摺に改修
 - 遊戯室北面建具改修工事
腰窓撤去のうえらんま付き掃き出し窓に取替え
その他それに伴う工事
外部に踏み段新設

工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

建築改修工事特記仕様書

1 章 改修一般共通事項

① 適 用 基 準 等

- 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省（建設）大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。（最新版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）〔改標仕〕
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）〔標仕〕
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）〔電標仕〕
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）〔機標仕〕
 - 建築改修工事監理指針〔改補〕
 - 建築工事監理指針〔共補〕
 - 建築工事標準詳細図
 - 平成10年版建築鉄骨設計基準及び同解説
 - 平成16年版木造建築工事標準仕様書
- 番号や記号に○印及び、文章中や表中の○印は本工事対象のものを示す。
- 本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者であり、原則として、徳島県建設工事指名業者名簿に登録された業者より選定すること。
- 設計図書の優先順位は、次の順とする。
- 質問回答書（2.から5.に対するもの）
 - 閲覧補足説明書
 - 特記仕様書
 - 図面
 - 平成16年版公共建築改修工事標準仕様書等
- 施工条件は次による。
- 本工事は建物を使用しながらの工事であるので、安全に努めながら円滑な施工をすること。
 - 本工事は工事の円滑な施工を確保するため令和 年 月 日から着工すること。
 - 施工のため必要な敷地の使用可能範囲は配置図による。
 - 本工事の外部足場が、道路及び隣家に接しているため、落下防止の措置として、図示の範囲に、朝顔養生を（ ）段、延べ（ ）m設置するものとする。
 - 材料、資材の搬出入路は、別添図面によるものとする。
 - 本工事で使用する建設機械は、低振動型・低騒音型とする。
 - 工事着手と完成前に、家屋の内外壁クラック・ひずみ調査を、立会いのもとに行い、写真撮影をし、報告書を（ ）部作成する。

② 工事関係図書

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により、速やかに監督員に提出して、承諾を受けること。

③ 工事現場管理

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場には、工事標識を、監督員の指示に従って見やすい場所に設けらるること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため、名札を着用すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行い、労働安全衛生法第15条に基づく統括安全衛生責任者の指名を行なうこと。

- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日建設省建経発第1号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 道路及び周辺の土地、家屋、工作物等を損傷しないよう必要な予防処置を行うこと。損傷を与えた場合は、請負業者の負担で、その都度補修又は補償すること。

- 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づくもの及び有価財と判断されるものについては、報告及び引渡しを要する。
 - 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ）に報告し指示を仰ぐこと。

④ 施 工 調 査

- 本工事の着手前に、敷地境界、給排水、ガス管、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び排水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行う。
切り回し時期については、協議による。

⑤ 材料・製品等

- 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するものと及び同等以上のものとする。但し、同等品以上のものとする場合は、監督員の承諾を受けること。
- 改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 施 工

- 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いた時、又は当事務所へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- 施工に当っては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、請負業者の責任において実施し、それに要する費用は請負業者の負担とする。
- 監督員の指示により、着工及び各種工事の施工に先立ち、工程表・施工計画書・施工図・現寸図及び見本等を提出し、監督員の承諾を受けること。
- 本工事の施工にあたっては、各工事にかかる当該業種の1級及び2級技能士の有資格者をつとめて活用すること。
- 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を得て次の工程に進むこと。
- 試験等によらなければ、確認出来ない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受けて試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

⑦ 完 成 図 等

- 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」によること。
- 工事写真の撮影は、着工前・工事中（各工事毎の工程）及び竣工写真とする。写真はカラー、サイズは手札版又はサービssizeとし、提出部数は各1部とする。
- 竣工時、請負業者は、監督員の指示により、竣工図（製本 2部）及び保全に関する資料を提出すること。改標仕・1.8.3
- 竣工図は、（・A4 ・A3 ・A2 ○原図版）とする。
竣工図は、関係図面（原図貸与）を修正して作成するが、具体的には監督員の指示による。

2 章 改修仮設工事

① 足 場 等

- 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、労働安全衛生法に基づく構造規格、（社）仮設工業会の認定基準及び厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び77指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、請負業者により強度等の確認されたものを使用すること。
- 外部足場：脚立足場
- 内部： 脚立足場

- 仮設間仕切り 仕様：室の出入口の施錠により対応
仮囲いはコーン・コーンバーにて区画
- ② 養 生 改標仕・2.3
- 既存部分の養生範囲はビニールシート張等による。

③ 仮 設 物

- 監督員事務所は、・設ける（面積 ㎡ 程度） ○設けない

④ 工事用用水・電力等

- 既存電力利用（○出来る ・出来ない）、電力料金（○有償 ・無償）
- 既存水利用（○出来る ・出来ない）、用水料金（○有償 ・無償）
- 負担の方法については、施設管理者と協議すること。

⑤ 工事車両用駐車場・現場事務所用地等

- 同用地は、（・図示の場所に ○用意していないので業者にて）設けること。

5 章 鉄筋工事

① 材料

規格名称	規格番号	種類の記号	標仕・5.2.1、5.2.2、表5.2.1	
			径(mm)	備考
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	SD295A	D13	
建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	――	――		
溶接金網及び鉄筋格子	JIS G 3551	網目の形状：クロス 寸法：100×100、 径：6φ		

② 材料試験

- 材料試験は行わない。
ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。 標仕・5.2.3

③ 鉄筋の接手及び定着

- 鉄筋の継手は、◎重ね ・ガス圧接 ・機械式 ・溶接 ）継手とする。
- 結束線の端部は、内側に折り曲げる。

④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- 鉄筋のかぶり厚さは、標仕・表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 標仕・5.3.5、表5.3.6

⑧ 配筋検査

- 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員に書類にて報告して承諾を受けること。 標仕・5.1.3

6 章 コンクリート工事

① 一般事項

- コンクリートの種別 標仕・6.2.1
- Ⅰ類（JIS A 5308への適合を承認されたコンクリート）
 - Ⅱ類（JIS A 5308への適合したコンクリート）

設計基準強度 標仕・6.2.2、表6.2.2、表6.3.2、表6.10.1						
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	鋼合管理強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)
普通	21	Fc+S(3～6)	15	有		2.3程度
遊戯室建具改修外部 出入口踏み段						

② コンクリートの仕上がり

- 合板せき板を用いる打放し仕上げの種別は、（・A ○B ・C ）種とする。 標仕・表6.2.4

- コンクリートの仕上がりの平坦さは、標仕・表6.2.5による。

③ 普通コンクリート

- セメントの種類は、◎普通ポルトランドセメント ・混合セメントA種 ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ）とする。 標仕・表6.3.1
- 骨材は、標仕6.3.1(2)による。

- 細骨材に含まれる塩化物含有量は、NaCl換算で0.04%以下とする。

- コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m³以下とし、試験方法は標仕・6.5.4による。

- 所要空気量は、4.5% ±0.5%とする。

⑥ 型枠

- 型枠は、（・県産木製型枠 ◎合板 ・金属製 ・樹脂系 ・打込み型枠 ・ブロック）とする。 標仕・6.8.2

型 枠 の 種 別	仕上種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	備考
◎標仕・6.8.2(2) (4)	B種	無		12mm	仕上塗面 見え隠れ面	

- 緩衝材はJIS A 9521（建築用断熱材）に基づく発泡プラスチック断熱材とする。
厚さ30mm

9 章 防水工事

③ シーリング

- シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 標仕・9.7
改標仕・3.1.4

シーリング材の種類		施工箇所	目地寸法		工法の種類及び工程	備考
記号	主成分及び硬化機構による区分		幅	深さ		
SR-1	1成分シリコーン系	建具ガラス	5	5		
MS-2	変成シリコーン系	外部建具/パネル取合い	15・20	10		

- ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験を省略することができる。

- シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（・行う ○行わない）。

- ブライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。

- 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。

12章 木工事

① 一般事項

- 工事現場搬入時の含水率は（○A種 ・B種）とする。 標仕・表12.2.1

② 製材

- 木材の品質 標仕・12.2.1
- 保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。
- 木材の樹種及び等級 標仕・12.2.1、表12.1.1

	施工箇所	樹種	形状	寸法	材料の等級	表面材の仕上	含水率	備考
下 地	床・壁下地	杉			1等	――		町産材
材						――		
造 材	枠類、額縁	杉	図示	図示	上小節	・A ○B ・C	A種	町産材
材	カーテンボックス	杉	図示	図示	上小節	・A ○B ・C	A種	町産材
						・A ・B ・C	A種	

- 造作材の等級は（○A種 ・B種）とする。 標仕・表12.2.2

- 特記のある樹種の代用は原則として認めない。

- 木材の断面を表示する寸法は、構造材及び下地材はひき立て寸法、造作材は仕上がり寸法とする。

⑤ 諸金物

- 下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。 標仕・12.2.2(1) (7)
- 木ねじは、JIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又は、JIS B 1135の規格品とする。 標仕・12.2.2(1) (7)

16章 建具工事

① 一般事項

- 外部に面する建具は、建築基準法施工令又は「屋根葺き材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。

- 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員と協議し承諾を受けること。

② アルミニウム製建具

標仕・16.2、表16.2.1、表16.2.2						
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法 (mm)	表面処理	使用箇所
B種	S-5	A-3	H-4	建具表による	BB-2	建具表による
網戸張替え						

- 防虫網の材質は（・ステンレス（SUS316） ◎合成樹脂 ・ガラス繊維入り合成樹脂）製とする。 標仕・16.2.3(5) (4)

18章 塗装工事

① 一般事項

- 防火材料又は建築基準法に基づく 指定又は認定を受けたものとする。 標仕・18.1
改標仕・7.1

2 耐候性塗料塗り（DP）

区 分	工程種別	素地ごしらえ	上塗りの等級	施工箇所	備考
鉄鋼面	標仕・表18.7.1による	B種	1級（FUE）	玄関庇・柱	
亜鉛めっき鋼面	標仕・表18.7.2による	B種	1級（FUE）	鋼製建具	

③ ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）

区 分	種 別		素地ごしらえ	施工箇所
	屋外	屋内		
木部		B種	B種	改修部 額縁・巾木・カーテンボックス等

20章 ユニット及びその他の工事

① テラス床

- デッキ材は木質樹脂製とする。
- 大引きはアルミ製押出し形材とする。
- 束柱はアルミ製・SUS製調整式とする。
- 詳細仕様についてはメーカー仕様による。
- 参考品番：四国化成建材（株）ファンデッキHG

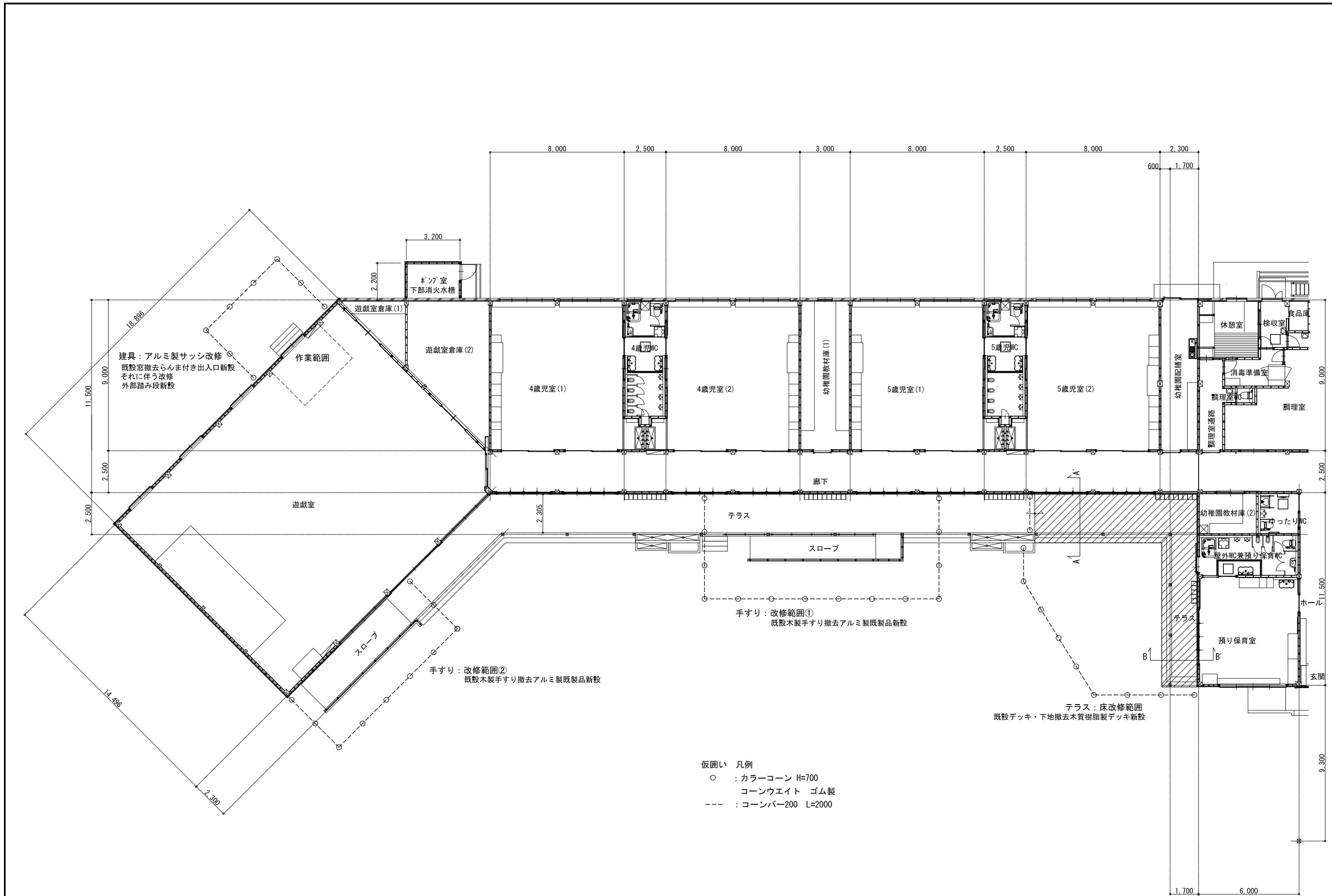
② テラス手すり

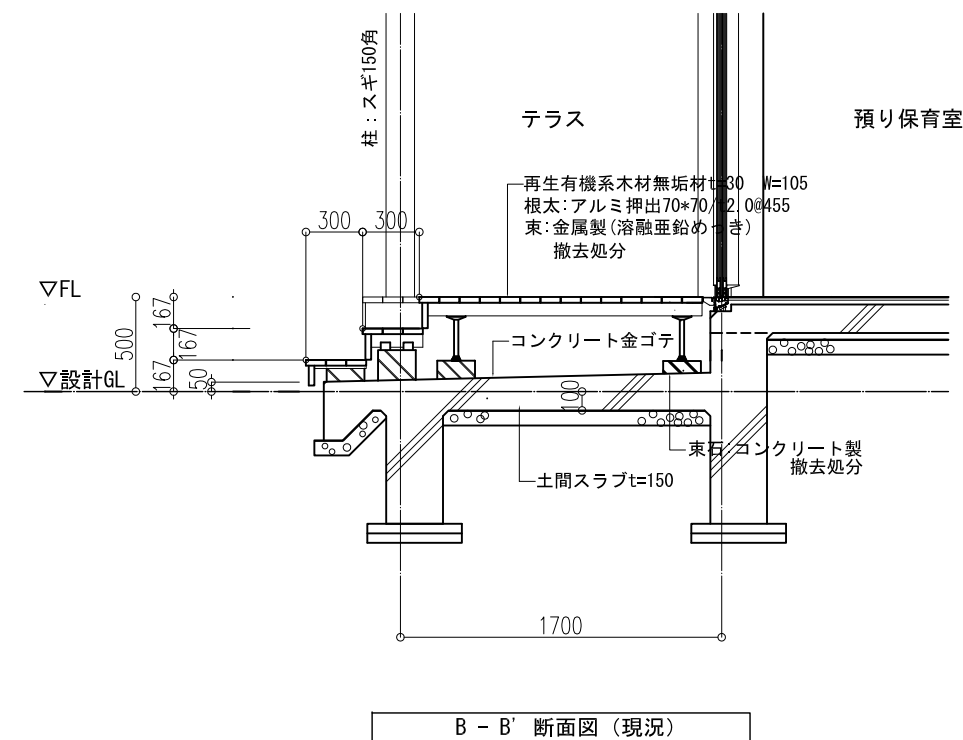
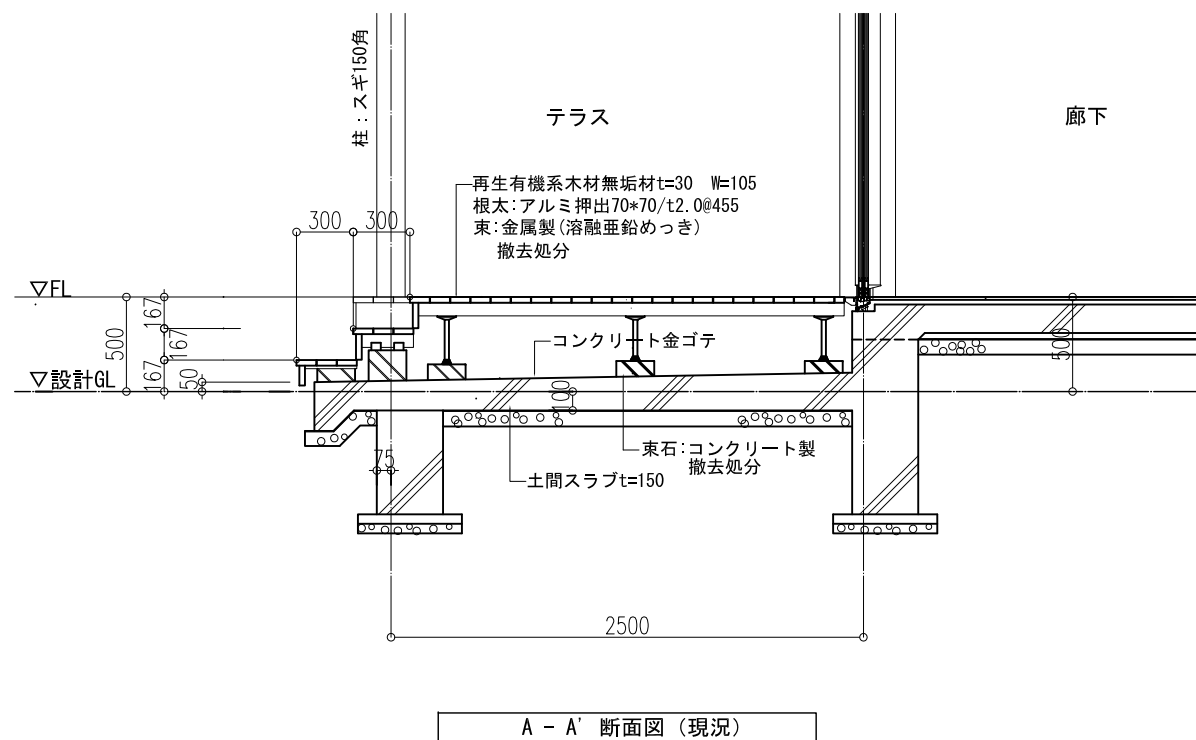
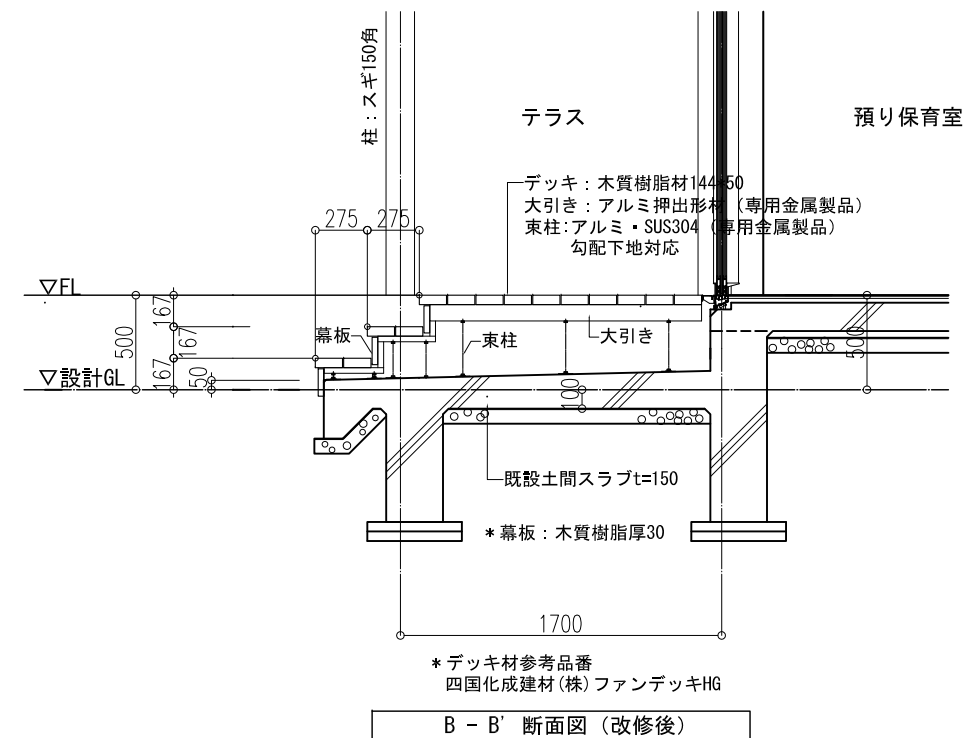
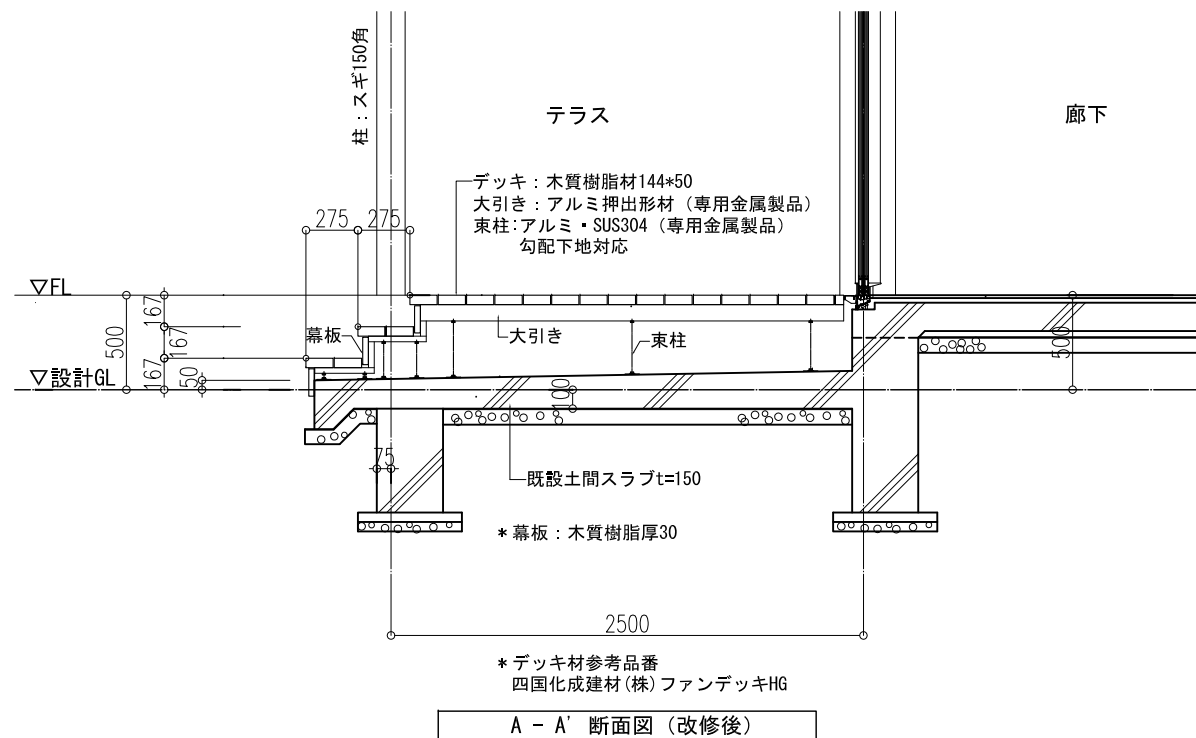
- 手すりはアルミ製38φとする。
- 支柱はベースプレート式42.7φ、平面式・傾斜式とする。
- 支柱はベースプレート式42.7φ、平面式・傾斜式とする。
- 詳細仕様についてはメーカー仕様による。
- 参考品番：四国化成建材（株）セイフティブームSJ型 ビーム仕様 ビーム4段
アルミタイプ ベースプレート仕様

③ カーテン及びカーテンレール

- 新設カーテンは別途工事とする。
- 既設カーテン・カーテンレールは取外しのうえ指定場所に保管する。
- ・ 参考品番：

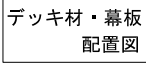
特記	日付	株式会社 滝本建築設計事務所 〒770-0935 徳島市伊予町1丁目3 7番地 小西 誠一 1級建築士登録番号：149494号 TEL:088 625-2222 FAX:088 625-2234					工事名称 令和6年度 徳島県土地改良会館改修工事	図面名称 特記仕様書 01	縮尺 A1 = A3 =	図面番号 KKN-A-1
----	----	---	--	--	--	--	--------------------------------	------------------	--------------------	-----------------



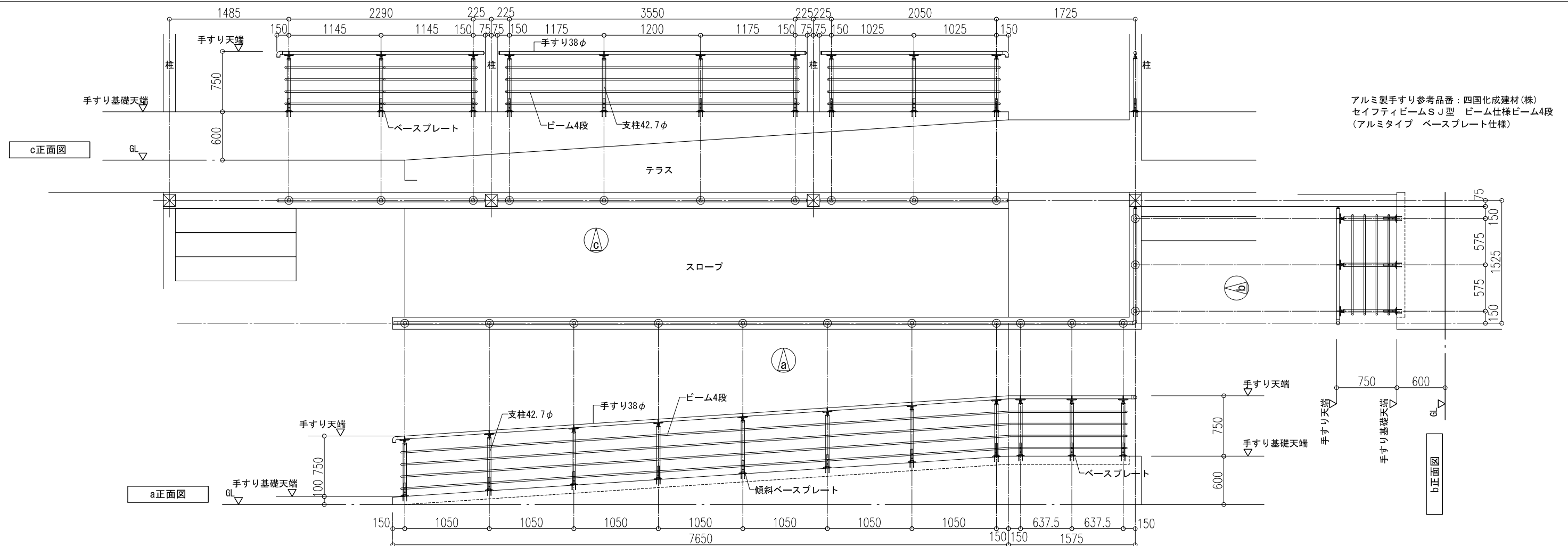




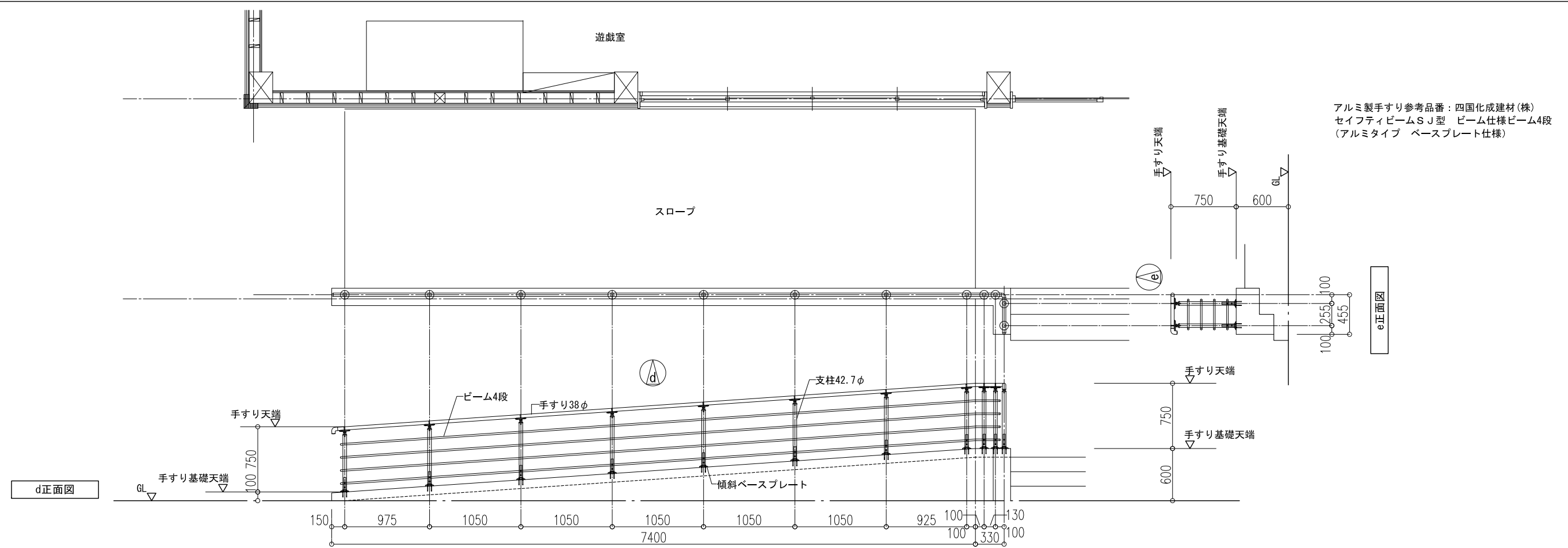
記号	左寸法	右寸法	数量
①	3375	3375	31
②	3563	3563	9
③	2718	2718	9
④	3578	3578	8
⑤	2733	2733	8
⑥	3078	3078	6
⑦	2530	2530	6
⑧	1888	1888	6
⑨	1388	1388	5
⑩	1043	1043	5
⑪	3398	3254	1
⑫	1820	1964	1
⑬	1900	1756	1
⑭	1670	1814	1
⑮	1566	1710	1
⑯	1558	1414	1
⑰	871	1015	1
⑱	905	761	1
㉑	3375	3375	4
㉒	2530	2530	2
㉓	3563	3563	1
㉔	2718	2718	1
㉕	2148	2292	1
㉖	1998	2142	1
㉗	1886	1742	1
㉘	1580	1436	1
㉙	1246	1390	1
㉚	1191	1047	1
㉛	551	695	1
㉜	585	441	1



手すり：改修範囲① 既設木製手すり撤去アルミ製既製品新設



手すり：改修範囲② 既設木製手すり撤去アルミ製既製品新設



特記

日付
2024. 12



株式会社 滝本建築設計事務所 〒770-0935
徳島市伊月町1丁目3番地
小西 誠一 1級建築士登録番号:149494号 TEL:088 625-2222 FAX:088 625-2234

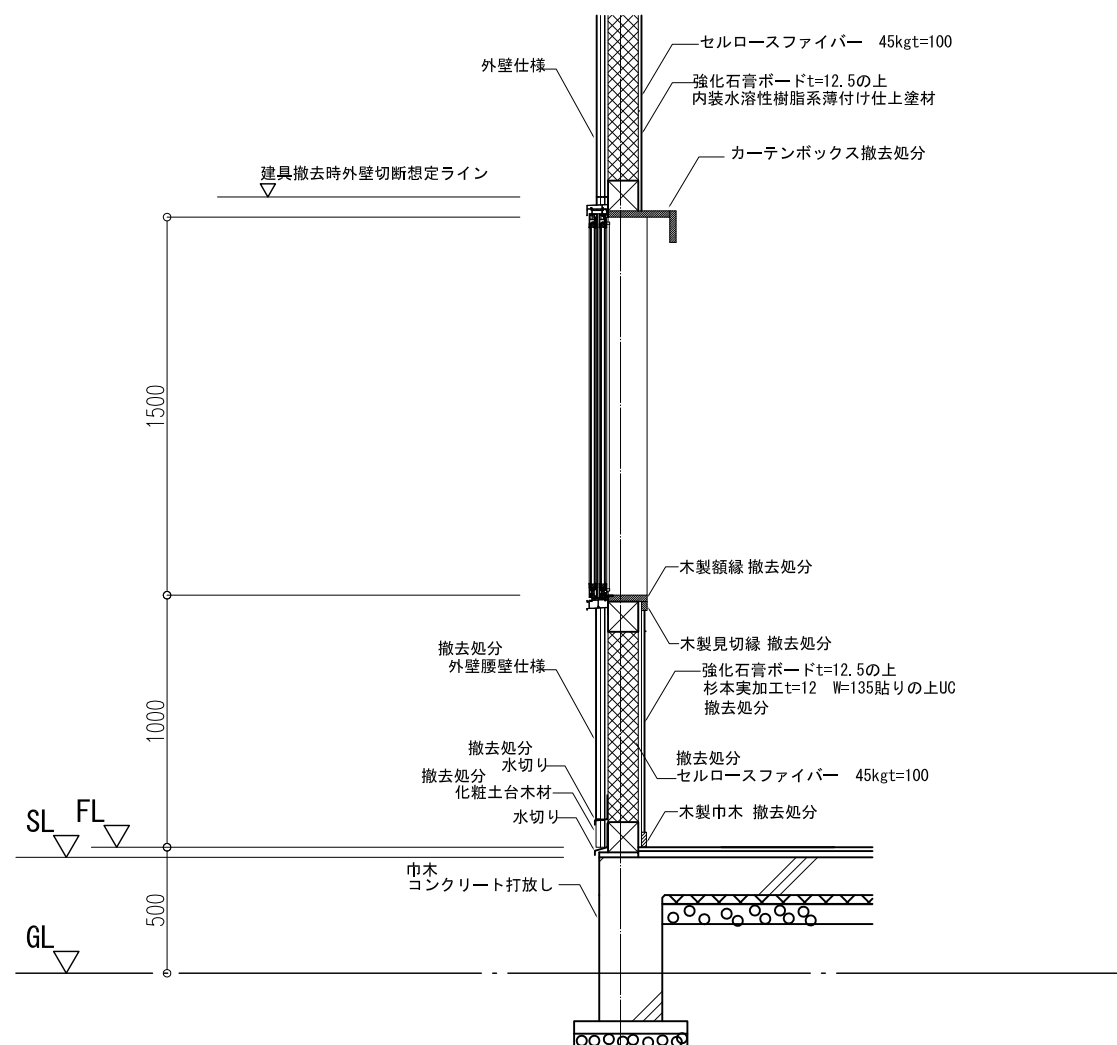
工事名称
令和6年度
海陽町海南幼保統合施設修繕工事

図面名称
テラス手摺改修図

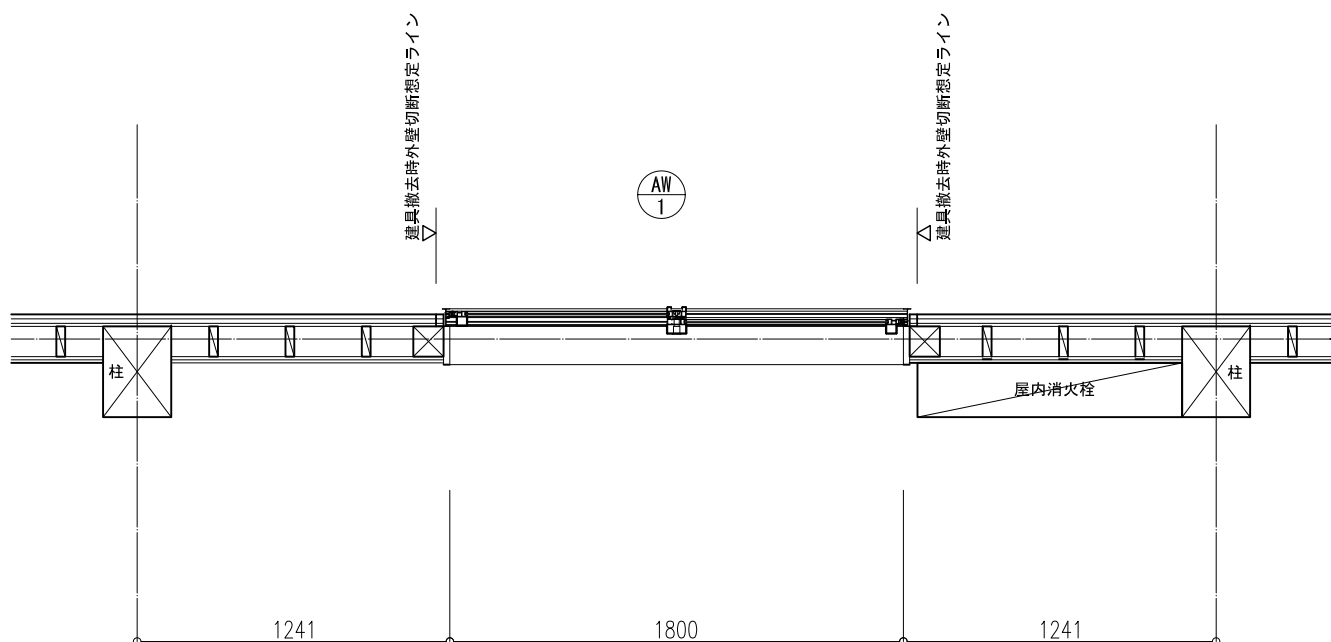
縮尺	
A3 =	S:50
A4 =	S:75

図面番号
KKN-A-5

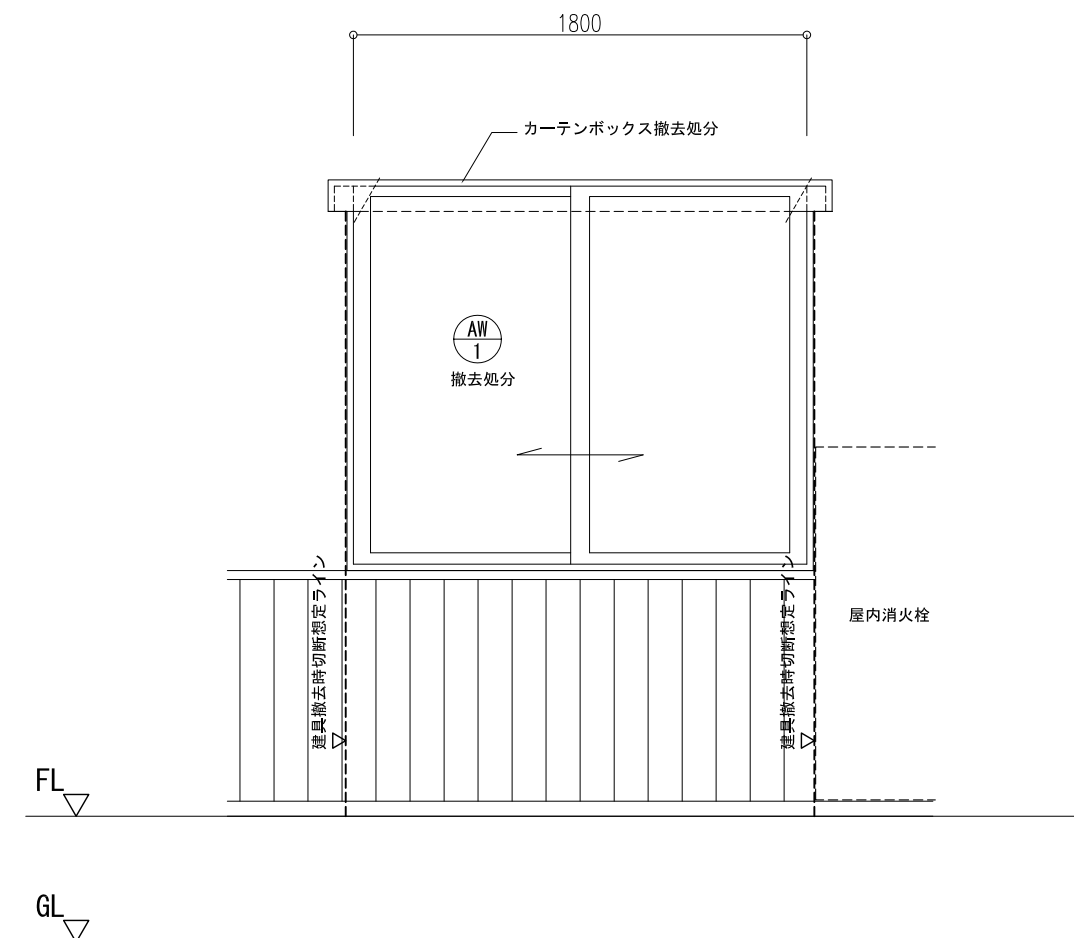
建具内観姿図



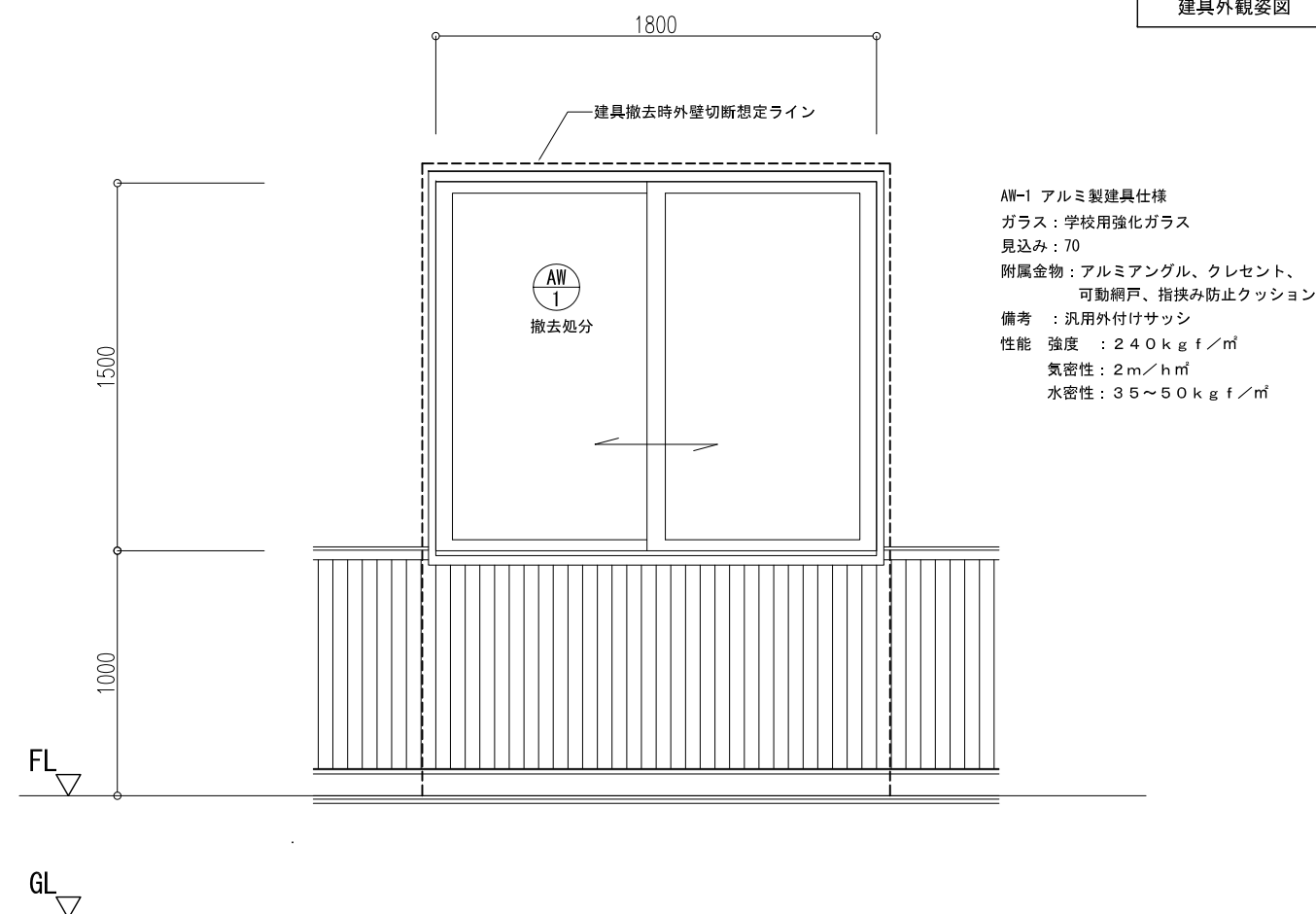
断面詳細図



平面詳細図



建具外觀姿図



特記

日付
2024. 12



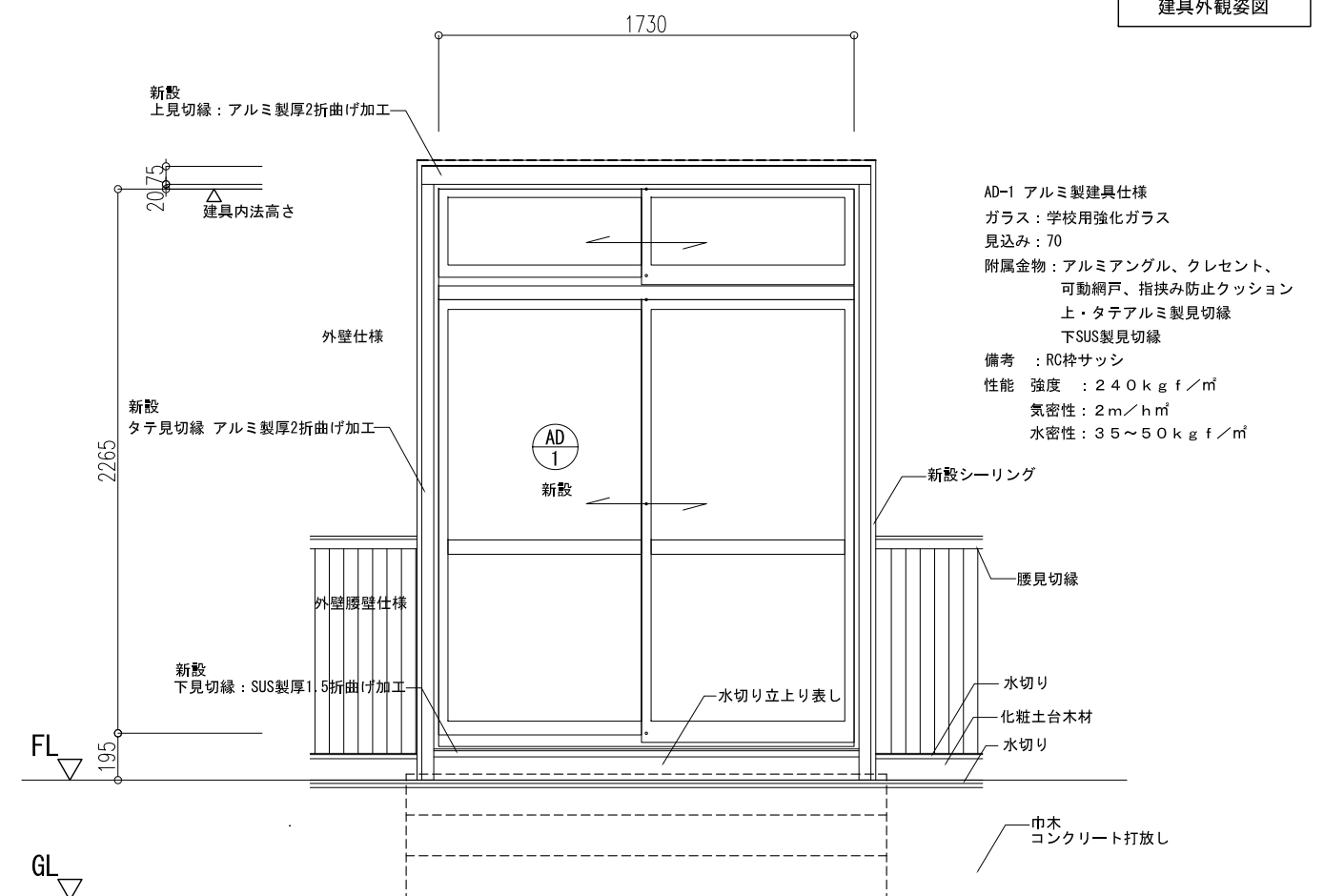
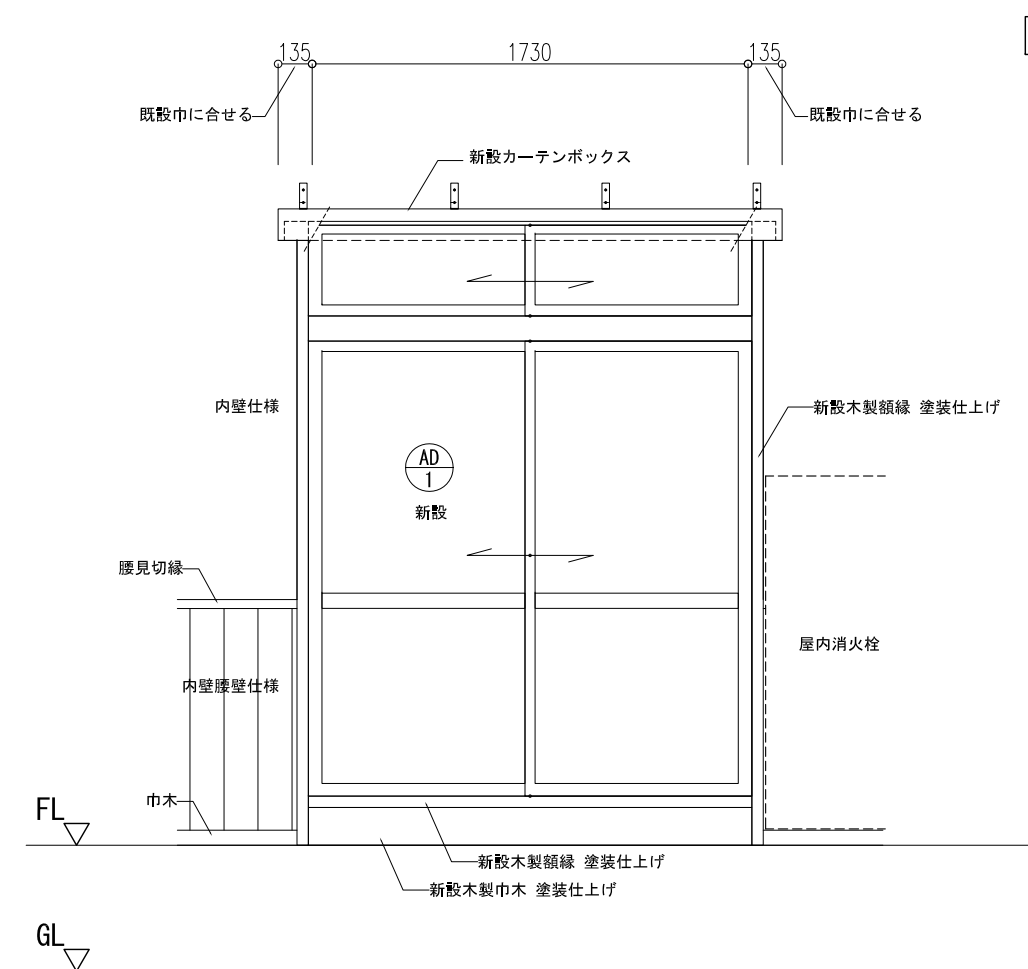
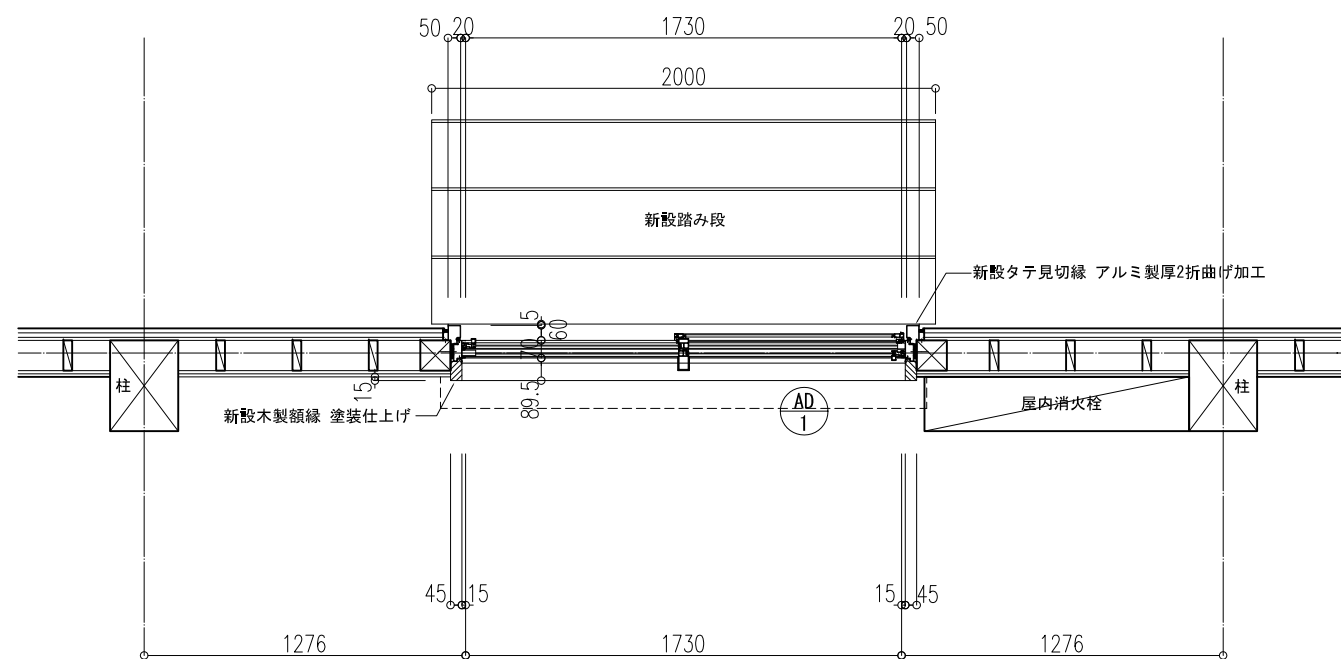
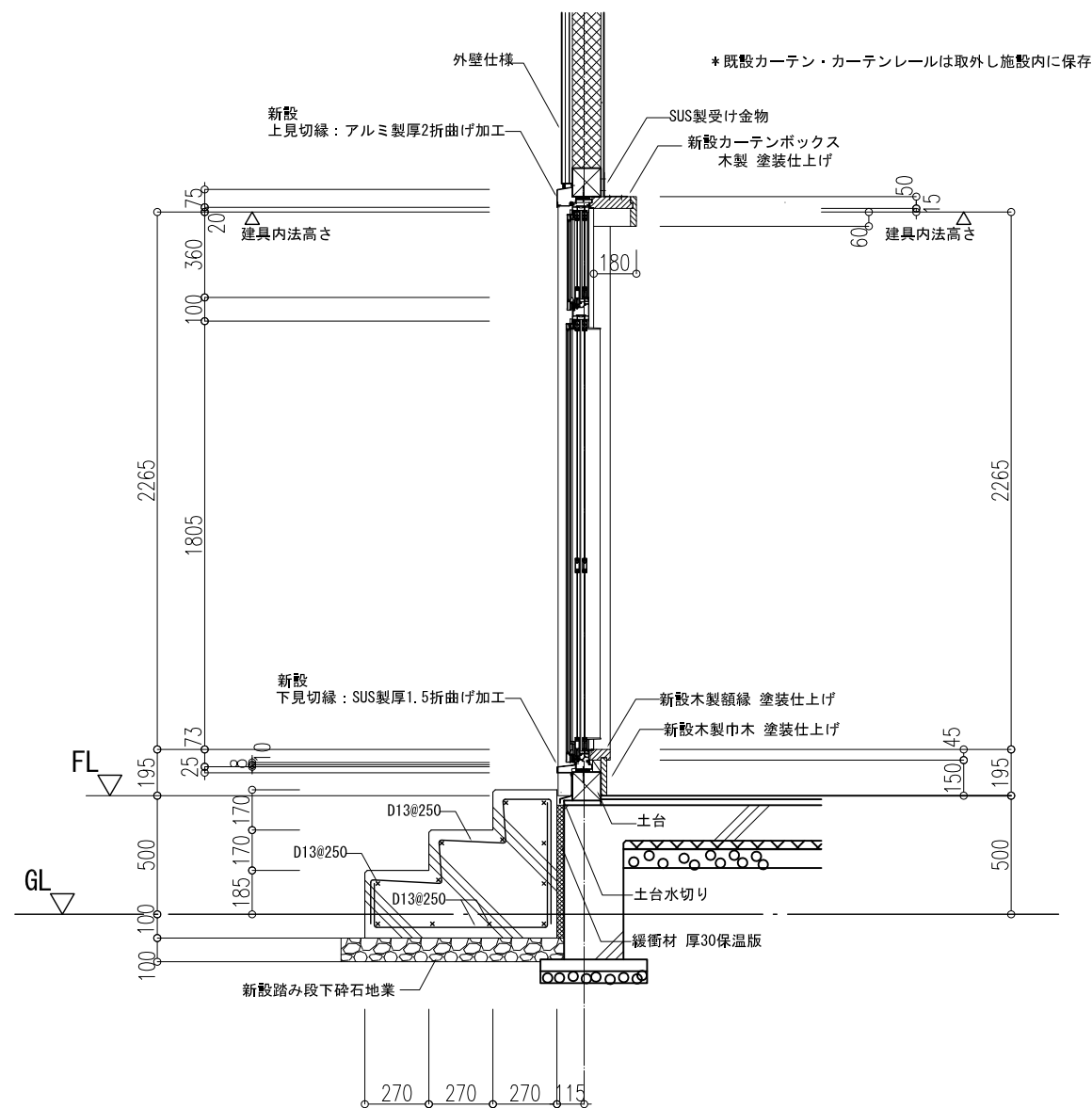
株式会社 滝本建築設計事務所 〒770-0935
小西 誠一 1級建築士登録番号:149494号 徳島市伊月町1丁目37番地
TEL:088 625-2222 FAX:088 625-2234

工事名称
令和6年度
海陽町海南幼保統合施設修繕工事

図面名称	遊戲室北面建具改修図 既設
------	---------------

縮尺
A3 = S:30
A4 = S:45

図面番号
KKN-A-6



特記

日付
2024. 12

D

株式会社 滝本建築設計事務所 〒770-0935
徳島市伊月町1丁目3番地
小西 誠一 1級建築士登録番号:149494号 TEL:088 625-2222 FAX:088 625-2234

工事名称

令和6年度
海陽町海南幼保統合施設修繕工事

図面名称	
------	--

遊戲室北面建具改修図 改修

縮尺
A3 = S:30
A4 = S:45

図面番号
KKN-A-7